

RenetJapanGroup, Inc.

第 0 1 0 0 0 0 号

定 款

リネットジャパングループ株式会社

制定日：2000年7月26日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リネットジャパングループ株式会社と称し、英文では Renet Japan Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 古物売買ならびにその受託販売、レンタル
- (2) 中古の書籍、映像・音声・情報のソフトウェア（コンパクトディスク、ビデオ等）、ゲームソフトの仕入れ、補修、加工、卸売り、小売り、レンタル、輸出入および海外販売
- (3) 新刊書籍、映像・音声・情報のソフトウェア（コンパクトディスク、ビデオ等）、ゲームソフトの仕入れ、卸売り、小売り、レンタル、輸出入および海外販売
- (4) 新品・中古の書籍、映像・音声・情報のソフトウェア（コンパクトディスク、ビデオ等）、ゲームソフトを取り扱う店舗の経営およびフランチャイズチェーンの加盟店の募集および加盟店の指導業務
- (5) 喫茶店、飲食店の経営およびフランチャイズチェーンの加盟店の募集および加盟店の指導業務
- (6) 新品・中古の時計・貴金属・宝飾品・鞆・楽器・音響機器・玩具・パソコン他各種情報機器類・家庭用電化製品・スポーツ用品・衣料・雑貨品・自動車および自動車部品その他商材の仕入れ、補修、加工、卸売り、小売り、レンタル、輸出入および海外販売
- (7) インターネットなどのネットワークを利用した各種情報提供サービス
- (8) インターネットなどのネットワークを利用した通信販売
- (9) インターネットなどのネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業および商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業
- (10) インターネットなどのネットワークを利用したオークション出品の代行業務、物々交換の仲介業務
- (11) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、制作、開発、販売、賃貸借、保守およびコンサルティング
- (12) 倉庫業および荷役・物品の保管業および物流情報の収集処理業務
- (13) 通関業務
- (14) 広告代理店業
- (15) 損害保険代理業
- (16) 集金代行業
- (17) 金融商品仲介業
- (18) 金融業
- (19) 貸金業およびその仲介業
- (20) 使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル業務
- (21) 貨物利用運送事業
- (22) 情報機器のサポート業務
- (23) 金券販売
- (24) 障がい者の就労支援および就労移行事業
- (25) 障がい者雇用事業に関するコンサルティング
- (26) 人事測定および教育訓練事業
- (27) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (28) 労働者派遣事業
- (29) 人材紹介事業

- (30) 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
- (31) 電子認証システムによる本人確認事業
- (32) 電子書籍の売買
- (33) 第二種金融商品取引業
- (34) 経営指導および経理、財務、会計に関する事務処理の受託業務
- (35) 総務および労務等の事務代行業務
- (36) 人材育成の教育および研修の企画および実施
- (37) 知的財産権（著作権、著作隣接権、肖像権、商品化権等）の取得、維持、運用、利用許諾および管理
- (38) ウェブサイト、ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、デザイン、制作、運営、保守
- (39) マーケティングリサーチ業務
- (40) コールセンターの運営およびオペレーターの教育
- (41) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県大府市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は3名とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
- 3 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって解任する。
- 4 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- 2 代表取締役の中の1名は社長となる。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
- 3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

2 会社法第361条第1項各号に定める事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任限定)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集手続)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定するの施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

【沿革】

2000年	7月26日	制定
2000年	11月30日	改定
2001年	2月9日	改定
2001年	8月31日	改定
2002年	1月31日	改定
2002年	8月27日	改定
2003年	8月27日	改定
2004年	8月31日	改定
2005年	8月31日	改定

2006年	8月24日	改定
2007年	3月30日	改定
2007年	8月24日	改定
2008年	8月26日	改定
2009年	3月30日	改定
2009年	8月25日	改定
2009年	9月30日	改定
2009年10月	1日	改定
2010年12月22日		改定
2011年12月15日		改定
2012年12月27日		改定
2014年	9月 9日	改定
2014年	9月30日	改定
2014年10月	1日	改定
2014年12月25日		改定
2015年	7月15日	改定
2016年12月22日		改定
2017年	3月 1日	改定
2018年12月21日		改定
2019年12月24日		改定
2021年12月17日		改定
2022年12月21日		改定
2025年12月25日		改定